

エムケー薬局をご利用の皆様へ

保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項について下記に掲載いたします。

《調剤基本料について》

対象店舗　：　全店舗

当薬局は調剤基本料 1 を算定しております。

《服薬管理指導料》

対象店舗　：　全店舗

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

《調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行》

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

《後発医薬品調剤体制加算》

3：高槻・都島・東成・堺・高倉・常盤町・さくら・サルース

2：池田・鉢塚・カムイ

後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて既定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

エムケー薬局をご利用の皆様へ

《調剤報酬点数表一覧》

当薬局は[厚生労働省から通達のある調剤報酬点数](#)を算定しております。

《容器代等保険外請求》

必要に応じて容器代を頂戴しております。また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。

治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、既定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

甘味料（フレーバー）等の添付につきまして原則として料金はいただいております。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は既定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

【軟膏つぼ】

10g・20g・30g・50g・100g	… 50 円
100g 以上	… 100 円

【水薬瓶】

30ml ～ 220ml	… 50 円
220ml 以上	… 100 円

《夜間・休日等加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）》

対象店舗 … 全店

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。

・時間外加算	閉店後から 22 時、6 時から開店まで
・休日加算	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3) … 終日
・深夜加算	深夜 22 時から翌朝 6 時まで
・夜間休日等加算	平日 19 時から閉店まで 土曜日 13 時から閉店まで

また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は店舗案内記載の携帯電話へお電話をお願い

エムケー薬局をご利用の皆様へ

いたします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

- ・ 時間外加算 : 基礎額の 100%
- ・ 休日加算 : 基礎額の 140%
- ・ 深夜加算 : 基礎額の 200%
- ・ 夜間休日等加算 : 40 点

《在宅患者訪問薬剤管理料について》

対象店舗 … 全店

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について、点数は全て1点=10円です。

【計算例】

10 点=100 円 (3 割負担の方は 30 円、1 割負担の方は 10 円の負担)

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただきますことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もいただけます。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

- ・在宅で療養中の方（1名） … 650 点/回
- ・高齢者施設等、在宅で療養中の方（2～9名） … 320 点/回
- ・高齢者施設等で療養中の方（10名以上） … 290 点/回

《居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費について》

対象店舗 … 全店

当時業者の介護保険に関する取り扱いは以下の通りです。

提供するサービスの種類

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

営業日および営業時間

月曜～金曜日 9時 ～ 18時

土曜日 9時 ~ 13時

日曜・祝日 休 み

エムケー薬局をご利用の皆様へ

※なお、緊急時は上記の限りではありません。

利用料金（負担割合で計算・表記は1割負担）

- ・在宅で療養中の方（1名） … 517 円/回
- ・高齢者施設等・在宅で療養中の方（2～9名） … 378 円/回
- ・高齢者施設等で療養中の方（10名以上） … 341 円/回

※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます。

《地域支援体制加算について》

地域支援体制加算2 … 高槻・都島・東成・堺・池田・さくら・サルース

地域支援体制加算1 … 高倉

- ・以下の基準を満たす薬局は地域支援体制加算1または2を算定しております。
- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

《医療情報取得加算について》

対象店舗 ： 全店

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

《医療 DX 推進体制整備加算について》

対象店舗 ： 全店

当薬局では医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

当薬局ではオンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。

当薬局では医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

《連携強化加算について》

対象店舗 … 全店

次に掲げる体制を整備し連携強化加算を算定しています。

- ・当薬局は第二種協定指定医療機関の指定を受けています。
- ・オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。
- ・要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しています。

① 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）

イ 個人防護具を備蓄。

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等がないときから整備。

② 災害の発生時における体制の整備について

エムケー薬局をご利用の皆様へ

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制。

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制。

《在宅薬学総合体制加算について》

加算 1 … 池田・高倉・カムイ・さくら

加算 2 … 高槻・都島・東成・堺・サルース

当薬局では在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えています。在宅患者の皆様には規定の調剤報酬点数表に従い在宅薬学総合体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

《無菌製剤処理加算について》

対象店舗 … 高槻・都島・東成・堺・池田・サルース

当薬局は 2 人以上の薬剤師（1 名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行なう際に算定いたします。

《在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について》

対象店舗 … 高槻・都島・東成・堺・池田・高倉・サルース

当薬局は麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

《在宅中心静脈栄養法加算について》

対象店舗 … 高槻・都島・東成・堺・池田・高倉・サルース

エムケー薬局をご利用の皆様へ

当薬局は高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。

在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

《かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について》

対象店舗 … 全店舗

以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て算定いたします。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 1 年以上在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

《長期収載品の選定療養について》

対象店舗 ： 全店舗

2024 年 10 月から、「後発医薬品」がある先発医薬品（長期収載品）を希望される場合に、「特別の料金」をご負担いただいております。「医療上の必要性がある場合」などを除いて、患者さまの希望により、後発医薬品ではなく先発医薬品の調剤を受ける場合には、選定療養の対象として、両者の差額の 4 分の 1 を患者さまご自身が自己負担する仕組みです。

後発医薬品への変更について、ご相談がありましたらお声がけください。

《個人情報保護方針》

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

エムケー薬局をご利用の皆様へ

個人情報の取扱について、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学性への薬局事務実習
- ・外部監査機関への情報提供